

構造的不正の追及の強化について

(制定：平成31年2月25日捜二第1275号)

(概要)

近年、知能犯捜査を取り巻く環境は大きく変容しているため、内偵捜査等の在り方について再点検を行い、課題を的確に分析して所要の措置を講じ、政治・行政をめぐる不正の追及の一層の強化を図ることを指示したものである。

主な内容は

- 特定の罪名の適用に過度に固執することなく、不正の構図を的確に抉り出すことを主眼とし、事実関係に即してあらゆる法令を駆使した積極的な検挙活動を推進すること
- 各種警察活動を通じて、管内の政治・行政をめぐる諸分野における利権構造を的確に把握するとともに、組織的かつ多角的な情報収集に努め、収集した情報を最大限活用すること
- 検挙まで最短の内偵手法を組織的に検討・追及し、事案の核心に迫る踏み込んだ内偵を早期に進めること
- 平素から各級捜査員の育成、能力向上に努めること

等である。